

自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会 資料

平成27年度

予算・税制に関する要望書

(医療ニーズの要請に応えられる臨床検査技師を目指して)

平成26年10月30日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会

日本臨床検査技師連盟

平成26年10月30日

自由民主党

組織運動本部 厚生関係団体委員長 とかしきなおみ 殿
政務調査会 厚生労働部会長 高鳥修一 殿

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会
会長 宮島喜文
日本臨床検査技師連盟
代表 宮島喜文

要 望 書

急速に少子高齢化が進展するなか、後期高齢者の急増する2025年問題への対応など、急速な医療環境の変化に対応するため医療供給体制の更なる整備促進は政府として喫緊の課題と考えますが、当会も医療現場における臨床検査の職能専門家集団として、医療ニーズの要請に応えられる臨床検査技師を目指して、喫緊の課題として次の事項についてご要望致しますので、何卒、ご配慮いただきますようお願い致します。

要 望 事 項

1. 臨床検査データの精度保証及び標準化事業の予算化
2. チーム医療推進・在宅医療充実等のための臨床検査技師の活用
3. 特定検査（輸血・微生物・病理・細胞診・遺伝子）の業務独占化

1. 臨床検査データの精度保証及び標準化事業の予算化

病院等で行う臨床検査のデータは、いつでもどこでも同じ精度での臨床検査データが提供されることが、現代医療のエビデンスの根幹をなす重要なものである。そのため、当会は臨床検査の専門家職能集団として、永年、自らの取り組みとして、年間1億数千万円の巨費を投じ、毎年、全国3400余りの会員施設の参加を得て、わが国唯一臨床検査分野全般を網羅した“いつでも、どこでも同じ臨床検査データが得られる”ことを目指した精度保証施設認証及びデータの標準化事業に取り組んでいる。

平成27年度厚労省予算概算要求に、医療保険分野でマイナンバー制度活用に向け、保険者、保険医療機関及び審査支払機関等におけるシステム改修等に係る技術的問題や費用対効果等について調査研究を行う、「マイナンバーの活用に関する調査研究事業」が盛り込まれている。

前述のとおり、現在では検査法、検査機器、試薬等により、異なる検査値となる。

近い将来、マイナンバーに患者個々の臨床検査データが管理されることを想定すると、検査方法毎に検査データが異なる課題を解決しなければ、診療に支障を来し、強いては臨床現場に混乱を招く恐れがあるとともに、効果的な医療資源の活用に支障を来すことになる。

よって、本事業は国家主導で行われるべき事業と考えており、是非とも国の事業としての予算化をお願いする。

なお、本事業の予算化とは別にマイナンバー制度に使用される臨床検査値の活用等については、臨床検査の専門家集団である当会を含め、関係学会、関連業界団体等メンバーを募り研究事業を立ち上げ、課題等を抽出して課題解決してから、臨床検査値の活用をお願いする。

2. チーム医療推進・在宅医療充実等のための臨床検査技師の活用

臨床検査技師等に関する法律の一部改正が平成27年4月1日施行され臨床検査技師が直接患者から、鼻腔拭い液、膿、表皮及び便等の検体採取が業務追加されました。

また、チーム医療を推進するために、臨床検査の専門家として、「検査説明・相談ができる技師育成事業」を積極的に展開しており、今後は医療等の現場において、患者への検査前説明に始まり、各種検体採取及び採血の精度保証に基づく検査実施、検査報告書作成、検査後の検査データの説明まで、検査に関わる一連の行為を臨床検査技師が全て責任をもって行うことができる。

とりわけ臨床検査技師を病棟配置することで、診療支援・看護支援・在院日数短縮等効果的な診療体制が構築出来、患者のQOLの向上、強いては医療費の削減も期待できる。

昨今、病院から在宅への医療の転換が図られようとしているなか、多職種協働在宅チーム医療での在宅医療供給体制の構築が進められようとしている。

後期高齢者の急増する2025年問題への対応策として、医療資源を効果的に活用するためには、積極的医療を必要としない患者については、病院から在宅へと患者移動を積極的に行う必要があり、このためには在宅医療体制の充実が喫緊の課題である。このような状況を受け、国は平成23年度からモデル事業として「多職種協働による在宅チーム医療を担う人材育成事業」や平成27年度予算概算要求においては「在宅医療ハイレベル人材養成事業」の要求をしているが、現状では臨床検査技師は対象職種に入っていないことから、臨床検査技師の積極的な活用をお願いする。

病院内におけるチーム医療における臨床検査技師の有用性は既に述べているが、在宅における検査前説明や検査相談対応及び検査結果説明、心電図等生理学的検査、各種検体採取や採血、POCTを使用する在宅医療の場で、1人で何役もこなせる臨床検査技師の活用は在宅医療を進める上では必須の職種と考えまので、臨床検査技師(訪問検査技師)の活用を要望する。

3. 特定検査（輸血・微生物・病理・細胞診・遺伝子）の業務独占化

平成 17 年に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律の一部改正する法律の施行により衛生検査技師が廃止され、臨床検査技師等に関する法律に改められた。

検体検査については専門的知識を有しない誰もが行うことができることか、法案改正の審議過程においても、臨床検査の専門集団の当会としては、検体検査のうち、高度な医学的知識、技術及び倫理知識を必要とするものについては、検査の適性を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいと要望していました。

このことから、平成 17 年改正法には明記されませんでしたでしたが、改正法の附帯決議として、「人体から排出され、又は採取された検体に係る第二条（※）に規定する検査」のうち、高度な医学的知識及び技術を必要とするものについては、検査の適性を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行うことが望ましいことから、周知に努めること。の附帯決議が付されました。

このことは、一部の検査については、専門家である臨床検査技師が行うことが必要と解されるものである。

当会としては、検査の適性を確保するため、臨床検査技師等の専門的知識や技能を有する者が行う検査項目として、診断及び治療に直結する輸血・微生物・病理・細胞診・遺伝子の分野と考える。

標記分野は、専門的な知識及び熟練した技術ならびに経験を有する臨床検査技師が特定検査業務として実施すべきと考えるため、医療安全の観点から臨床検査技師の業務独占を要望するものである。

(※) 第二条 この法律で「臨床検査技師」とは、厚生労働大臣の免許を受けて、臨床検査技師の名称を用いて、医師又は歯科医師の指示の下に、微生物学的検査、血清学的検査、血液学的検査、病理学的検査、寄生虫学的検査、生化学的検査及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うことを業とする者をいう。